

第 7 節 結婚貸付け

1 貸付事由

- (1) 要件・・・結婚（内縁関係を含む。）をする（した）ために資金を必要とする場合
 (2) 対象者・・・組合員、子

2 貸付限度額

200万円（10万円単位）

3 利率等

	貸付利率	保険料充当金率	合計
年利	2.66%	0.06%	2.72%
月利	0.2216%	0.005%	0.2266%

*現在特例の貸付利率が適用されています。

4 申込書及び添付書類

- (1) **貸付申込書**（規程）様式第 1 号(1)
 (2) 次のいずれかの書類
 ア 結婚する事実を証明することのできる書類
 （結婚式場の挙式申込受理書の写し、仲人の証明書等）
 イ 婚姻後の申込みの場合は、その事実を証明することのできる書類（戸籍抄本等）
 ウ 内縁関係の場合は、その事実を証明することのできる書類
 （住民票及び民生委員の証明書又は所属所長の証明書等）
 (3) 必要額が確認できる次のいずれかの書類。ただし、(1)のアの書類で必要額が確認できる場合は省略することができる。
 ア 契約書の写し
 イ 請書の写し
 ウ 請求書の写し
 エ 領収書の写し
 オ 見積書の写し及び注文を証明できる書類の写し

※ 見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆・押印により取り扱うことができる。

- (4) 借用証書 (規程様式第3号(1))
- (5) 貸付事業における個人情報に関する同意書 (細則様式第20号)
- (6) 借入状況等申告書 (細則様式第26号)

5 定期償還の方法及び償還回数

毎月償還(120回以内)又はボーナス併用償還(毎月償還120回以内、ボーナス償還は毎月償還の6分の1以内)

* 一回の償還額等、詳細については、第5章を参照してください。

6 留意事項

- (1) 原則として結婚の6ヶ月前から6ヶ月後(法律婚)までの者について貸付けが受けられます。
- (2) 姻族の結婚は対象外となります。

☆☆参照条文☆☆

規程4条6号・7条・8条1項6号・9条1項・10条・16条1～5項、
規程附則8項、細則8条

様式名	<u>貸付申込書</u>	<u>記載例</u>	<u>記入上の注意1</u>
	(規程) 様式第1号(1)		
	<u>借用証書</u>	<u>記載例</u>	
	(規程) 様式第3号(1)		
	<u>貸付事業における個人情報に関する同意書</u>		
	(細則) 様式第20号		
	<u>借入状況等申告書</u>		
	(細則) 様式第26号		
	<u>貸付金・償還金シュミレーション</u>		